

香川県の高病原性鳥インフルエンザ 続発に伴う庁内連絡会議

日時：令和2年11月16日（月）
午後2時20分～
場所：鳥取県庁災害対策本部室
（第2庁舎3階）
出席：知事、統轄監、危機管理局、
福祉保健部、子育て・人材局、
生活環境部、農林水産部、教育
委員会、総合事務所、農林事務所

1

会議内容

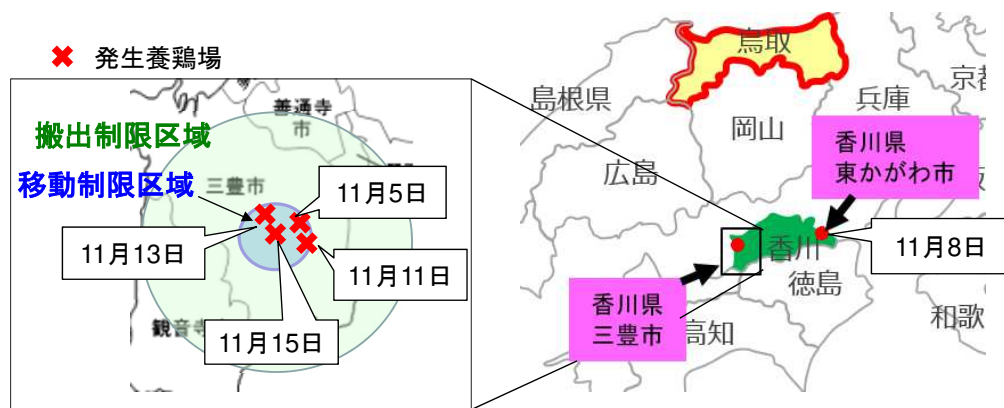
- 1 香川県の鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国及び鳥取県の対応
- 3 鳥取県からのお願い

2

香川県の鳥インフルエンザ発生概要

発生状況

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日
1	三豊市	採卵鶏	R2.11.5	317,201羽	R2.11.15
2	東かがわ市	採卵鶏	R2.11.8	46,259羽	R2.11.12
3	三豊市	種鶏	R2.11.11	10,587羽	(R2.11.11)
4	三豊市	種鶏	R2.11.13	10,334羽	(R2.11.13)
5	三豊市	採卵鶏	R2.11.15	77,089羽	(R2.11.16)



3

国の対応

- 1 11月5日(木)に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置
- 2 防疫対策に必要な助言を得るため食料・農業・農村政策審議会 家きん疾病小委員会を開催
- 3 農林水産省及び農研機構動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣し感染状況、感染経路等把握
- 4 香川県の殺処分、埋却等防疫措置の支援のため動物検疫所、家畜改良センターから「緊急支援チーム」を現地に派遣
- 5 全都道府県へ早期発見、早期通報の徹底を通知。4

鳥取県の対応(1)

- 1 発生情報の周知(養鶏場81戸、市町村、学校、福祉施設等)
- 2 県内全養鶏農場へ注意喚起と聞き取り実施
農場出入口の消毒、防鳥ネットの点検、早期通報 等
疫学関連無し
- 3 全戸の立入検査
県内全養鶏農場の立入検査と防鳥ネット等の点検等飼養衛生管理基準の遵守状況を確認済
- 4 家畜防疫員(県職員獣医師)3名(1例目1名、3例目2名)を殺処分作業支援のため現地農場へ派遣
- 5 養鶏農場全戸にウイルス侵入防止対策のため、消石灰を配布
- 6 影響を受ける県内養鶏農家の経営支援策を検討

5

鳥インフルエンザに対する経営支援対策

	発生農家	移動制限・搬出制限 区域内	移動制限・搬出制限 区域外
家 伝 法 で の 支 援	殺処分家畜等に対する手当金 (患畜:家畜評価額の1/3) (疑似患畜:家畜評価額の4/5) 殺処分家畜等への特別手当 (患畜:家畜評価額の2/3) (疑似患畜:家畜評価額の1/5) 死体、汚染物品の焼埋却に要した費用への交付金 (1/2)	農家に対する助成措置 売上減少額又は 飼料費・保管費・輸送費 等の増加額 (国1/2・県1/2)	/
融 資	家畜疾病経営維持資金のうち 経営再開資金 ・貸付限度額:個人2千万円 法人8千万円	家畜疾病経営維持資金 のうち経営継続資金 ・貸付限度額: 52千円/100羽	家畜疾病経営維持資金のうち経営 維持資金 ・貸付限度額:52千円 ・償還期限:7年以内(据置3年) ・貸付利率:0.80%
	農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫農林水産事業) ・貸付対象:経営の維持安定に必要な資金 ・貸付限度額:経営費の6か月分又は600万円 ・償還期限:10年以内(据置3年) ・貸付利率:0.16%		

鳥取県の対応(2)

1 高病原性鳥インフルエンザウイルス検出状況等

10/30 北海道紋別市で野鳥糞便からH5N8亜型を検出

11/ 5 香川県三豊市養鶏場での検出を受け、野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げ

11/6～11/8、11/9～11/11に香川県が野鳥の生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施したが、野鳥の大量死等の異常は確認されなかった。

11/13 鹿児島県出水市で環境試料(水)からH5亜型を検出

11/16 環境省の野鳥糞便保有状況調査(10月分:361検体)はすべて陰性

2 野鳥における高病原性インフルエンザ関係調査・監視体制

○緑豊かな自然課、各総合事務所で、渡り鳥が集まる河川、湖沼等の監視を実施。

(東部31カ所、中部10カ所、西部:29カ所、週に1～2回)、野鳥の大量死等の異常は確認されていない。引き続き監視を実施。

3 調査の実施状況

○死亡野鳥等調査

・野鳥の死亡及び衰弱個体を対象として、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づきウイルスの保有状況を調査

○環境省の糞便調査

・米子水鳥公園で10月に100検体採取、11/16 検査結果陰性の発表。12月追加調査を実施予定

7

鳥取県の対応(2)

4 県民への情報提供等

○野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底

○死亡野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認

* 10/30～11/16鳥インフルエンザ相談件数 17件(東部:3件、中部:3件、西部:11件)

5 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

○動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

8

鳥取大学共同獣医学科 山口教授のコメント

- ・農場間での行き来など人が入るときの衛生対策の徹底が重要。
- ・野生動物や野鳥は、数センチの隙間でも入ってくる。その隙間を徹底的に防ぐこと。除ふんベルトなどの外との隙間をふさぐ、地下を通した配管の出口などをふさぐなど。木製のふたなどは反り返ったりしていることがあるので、業者に頼むなどしてきっちりとふさぐこと。
- ・出入りの人、衛生管理区域での靴の履き替え、鶏舎内へ入るときの靴の履き替えは飼養衛生管理基準をまもりきっちりすること。消毒槽も二つ準備するなど念入りに。
- ・死亡鶏を鶏舎内にそのまま置くと野生動物の誘因になるので、ふたをした容器にきっちり保管すること。廃棄卵、飼料も同様。
- ・野鳥はどこにでも飛んでいくので、日本中どこで発生してもおかしくない。
- ・野鳥が鳥インフルエンザウイルスを保有していても、鶏舎に持ち込まなければ鶏への感染は起こらない。野鳥、野生動物の侵入防止対策、飼養衛生管理基準の遵守が基本。

9

鳥インフルエンザ対応窓口

■野鳥、愛玩鳥、食の安全に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日は守衛に転送)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3149 (")
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3145 (")
西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9317 (")

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

10

お願い

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人には感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・死亡した野鳥は素手で触らないでください。
 - ・死亡野鳥や鳥の排泄物に触れた後には、手洗いやうがいをしてください。
 - ・死亡した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡しその指示に従ってください。
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お願い



食品安全委員会
Food Safety Commission

2004年3月11日 (別添1)

(注) 2014年4月24日更新

鳥インフルエンザについて 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されることが考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。